

平成22年10月25日

各位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 青木春雄
(コード番号: 2551)
問い合わせ先
常務取締役 伊藤明德
電話番号 0564-27-3700

内部統制システムに関する基本方針の一部改訂のお知らせ

当社は、平成22年10月25日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を下記のとおり改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システムに関する基本方針

(注) 下線部分が変更箇所

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 前項の情報の管理については必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社に係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程及び危機管理マニュアルに基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。
 - (2) リスク管理委員会は、各部門ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取り締り会及び内部統制委員会に報告し、全社的に問題点の把握と改善に努めるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、毎月1回の定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で

定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに業務執行状況の報告を行う。

- (2) 役付取締役全員により構成される**常務会**を必要に応じて随時開催するものとし、**常務会**において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議するものとする。
- (3) 取締役会は、前項に定める**常務会**の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び目標達成の効率的な方法を定めるものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び社員等がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。
- (2) コンプライアンス委員会は、役員及び社員等のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンスマニュアルを制定し、その周知徹底及び社内教育を図る。
- (3) コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接従業員から通報・相談を受け付ける社内通報制度を導入する。
- (4) 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮る。
- (5) コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。

6. 当社並びに当社子会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」）については、関係会社管理規程に基づき経営管理担当役員が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営管理部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。
- (2) 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。

7. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合、監査役職務を補助すべき使用人を置くこととする。
- (2) 当該使用人の人事及び人事処遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役求めに応じて配置した使用人については、当該使用人の評価は監査役会が行い、当該補助者の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該補助使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、**常務会**等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。

なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ各社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。
- (2) 財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。

12. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは、取引関係その他一切の関係を持たない。**
- (2) 社会の秩序や企業の健全な活動に対して脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。**
- (3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、危機管理マニュアルに基づいて対応する。**

以上

2006年5月10日制定

2008年8月8日一部改訂

2010年10月25日一部改訂